

申請は9月1日から

平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない人に対し、「臨時福祉給付金」が支給されます。また、賃金引き上げの恩恵が及びにくい、障害・遺族基礎年金受給者に対し、「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」が支給されます。

対象

- ①臨時福祉給付金：次の2つの要件を満たす人
 - 平成28年1月1日に市に住民記録がある(平成28年1月2日以降に転入した人は、転入前の市区町村で申請してください)
 - 平成28年度の市民税が課税され

ていない(課税されている人の扶養である場合や、生活保護を受けている人などは除く)

- ②障害・遺族基礎年金受給者向け給付金：①の支給要件を満たす人のうち、障害・遺族基礎年金を受給している人(高齢者向け給付金を受給した人は除く)

金額Ⅱ①3,000円②3万円
申請方法
支給対象と見込まれる人に、申請書類を8月31日(水)以降に郵送します。くわしい支給対象の要件などは、申請書類と共に送付しますので確認してください。対象になる人は必要事項を書いて同封の返信用封筒で郵送してください。
対象と思われるのに申請書類が届かない場合は、成田市給付金専用ダイヤル(9月1日(木)に開設、☎20・1900、土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)へ連絡してください。
申請期間Ⅱ9月1日(木)～12月28日(水)(当日消印有効)
支給方法Ⅱ申請の受け付け後、決定通知書を送付して指定の口座に振り込みます
※くわしくは社会福祉課(☎20・1536)へ。



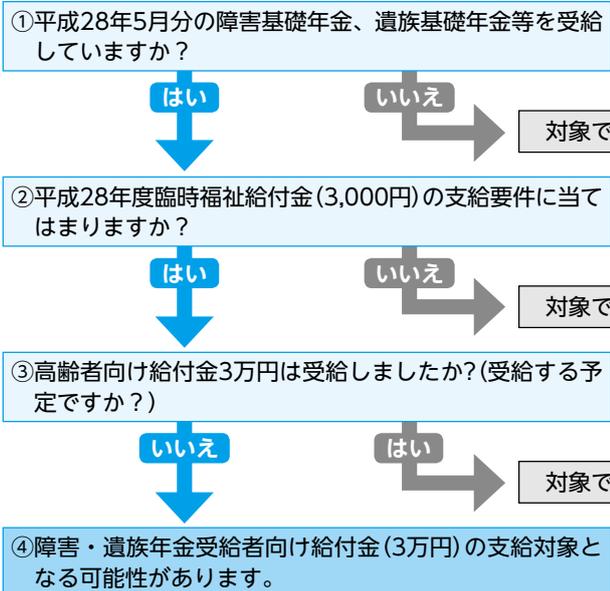
申請書に必要事項を書いて返信用封筒で郵送

振り込み詐欺に注意

国・県・市区町村の職員などがATM(現金自動支払機)の操作や、給付金の受け取りのための手数料を求めることは絶対ありません。
振り込み詐欺や個人情報の詐取に注意してください。

対象者確認チャート

障害・遺族基礎年金受給者向け給付金



臨時福祉給付金

